

いいがた園 入所 利用料金表（加算型施設）

2024/8/1

基本料金（※1）：要介護認定の結果による					居住費（※2）：世帯の年収により負担の段階あり						
多床室 （2人・3人・4人部屋）	1日		30日		個室 （1人部屋）	1日		30日			
	要介護1	793	23,790	要介護1		717	21,510	第4段階	450	13,500	第4段階
要介護2	843	25,290	要介護2	763	22,890	第3段階②	430	12,900	第3段階②	1,370	41,100
要介護3	908	27,240	要介護3	828	24,840	第3段階①	430	12,900	第3段階①	1,370	41,100
要介護4	961	28,830	要介護4	883	26,490	第2段階	430	12,900	第2段階	550	16,500
要介護5	1,012	30,360	要介護5	932	27,960	第1段階	0	0	第1段階	550	16,500

その他の料金					食費（※2）：世帯の年収により負担の段階あり				
	1日	30日	備考			1日	30日		
日用品費（課税）	110	3,300	おしぼり、エプロン、トイレトペーパーなど		第4段階	1,800	54,000		
教養娯楽費（課税）	110	3,300	レクリエーション材料、新聞、雑誌など		第3段階②	1,360	40,800		
電気使用料（課税）	55	1,650	電気毛布、テレビ、ラジオなど 1点ごと		第3段階①	650	19,500		
理容代	1,900	1目 希望者（新そりのみは950円）			第2段階	390	11,700		
美容代	2,000	1目 カット 希望者			第1段階	300	9,000		
	4,000	1目 髪染め 希望者 カット+カラーの方は5,000円							
文書料（課税）	3,300	診断書など医師が記入したもの							
	1,100	入所証明書、医療費控除等証明書など							
行事費	実費								
洗濯料金（課税）	165	1点 希望者							

いいがた園 入所 利用料金表（在宅強化型施設）

2024/8/1

基本料金（※1）：要介護認定の結果による					居住費（※2）：世帯の年収により負担の段階あり						
多床室 （2人・3人・4人部屋）	1日		30日		個室 （1人部屋）	1日		30日			
	要介護1	871	26,130	要介護1		788	23,640	第4段階	450	13,500	第4段階
要介護2	947	28,410	要介護2	863	25,890	第3段階②	430	12,900	第3段階②	1,370	41,100
要介護3	1,014	30,420	要介護3	928	27,840	第3段階①	430	12,900	第3段階①	1,370	41,100
要介護4	1,072	32,160	要介護4	985	29,550	第2段階	430	12,900	第2段階	550	16,500
要介護5	1,125	33,750	要介護5	1,040	31,200	第1段階	0	0	第1段階	550	16,500

その他の料金					食費（※2）：世帯の年収により負担の段階あり				
	1日	30日	備考			1日	30日		
日用品費（課税）	110	3,300	おしぼり、エプロン、トイレトペーパーなど		第4段階	1,800	54,000		
教養娯楽費（課税）	110	3,300	レクリエーション材料、新聞、雑誌など		第3段階②	1,360	40,800		
電気使用料（課税）	55	1,650	電気毛布、テレビ、ラジオなど 1点ごと		第3段階①	650	19,500		
理容代	1,900	1目 希望者（新そりのみは950円）			第2段階	390	11,700		
美容代	2,000	1目 カット 希望者			第1段階	300	9,000		
	4,000	1目 髪染め 希望者 カット+カラーの方は5,000円							
文書料（課税）	3,300	診断書など医師が記入したもの							
	1,100	入所証明書、医療費控除等証明書など							
行事費	実費								
洗濯料金（課税）	165	1点 希望者							

2024/11/1

加算料金（※1）			加算料金（※1）		
項目	1日	備考	項目	1日	備考
初期加算（Ⅰ）	60	地域医療連携推進ネットワーク等を通じて、医療機関に定期的に情報を共有した場合、入所日から30日限	入所前後訪問指導加算Ⅰ	(時) 450	入所前後に居宅等へ訪問し、退所を目的とした計画的な決定を行った場合
初期加算（Ⅱ）	30	入所日から30日限	入所前後訪問指導加算Ⅱ	(時) 480	入所前後に居宅等へ訪問し、退所を目的とした計画的な決定を行い、生活機能の改善目標および退所後の生活計画を定めた場合
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	258	入所から3ヶ月以内に集中的（最低3回以上）にリハビリを行った場合	入退所前連携加算Ⅰ	(時) 600	入所前後に居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービスの利用方針の調整を行った場合
短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	240	入所から3ヶ月以内に集中的（最低3回以上）にリハビリを行った場合	退所時情報提供加算	(時) 400	退所後の療養上の指導を行った場合
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅰ	240	認知症と判断した利用者に対して、入所から3ヶ月以内に集中的（週3回以上）にリハビリを行った場合	退所時情報提供加算Ⅰ	(時) 500	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合（居宅等）
認知症短期集中リハビリテーション実施加算Ⅱ	120	認知症と判断した利用者に対して、入所から3ヶ月以内に集中的（週3回以上）にリハビリを行った場合	退所時情報提供加算Ⅱ	(時) 250	退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合（医療機関）
認知症情報提供加算	(時) 350	認知症に関する確定診断を受けておらず、認知症のおそれがある医師が判断し、紹介を行った場合	かかりつけ医連携推進加算Ⅰ	100	施設医師とかかりつけ医師が連携し、詳細、情報提供を行った場合
栄養マネジメント強化加算	11	継続的な個別栄養管理を強化して行った場合	補償マネジメント加算Ⅰ	(時) 3	補償発生リスクのある方の補償ケア計画を作成し、補償管理を実施、状態を記録した場合
療養食加算	(時) 6	医師の指示に基づき糖尿病食等の療養食を提供した場合	補償マネジメント加算Ⅱ	(時) 13	補償発生リスクのある方の補償ケア計画を作成し、補償管理を実施、状態を記録した場合
再入所時栄養連携加算	(時) 200	医療機関の管理栄養士と連携し栄養ケア計画を策定した場合	排せつ支援加算Ⅰ	(時) 10	排せつに介護を要する方に、支援計画を作成し継続して支援した場合
退所時栄養情報連携加算	(時) 70	老健から退所する際に、医療機関及びケアマネージャーに対して管理栄養士の栄養管理に関する情報提供した場合	排せつ支援加算Ⅱ	(時) 15	入所時と比較して尿尿・排便の状態が一方改善している又はおむつ使用から使用なしに改善している又は入所時尿漏れカテーテルが装着していたが改善された場合
所定疾患施設療養費Ⅰ	238	肺炎、腎臓病、脳血管障害、糖尿病に対する治療、検査、注射、処置等を行った場合（1ヶ月以内）	排せつ支援加算Ⅲ	(時) 20	入所時と比較して尿尿・排便の状態が一方改善している又は入所時尿漏れカテーテルが装着していたが改善された、かつおむつ使用から使用なしに改善している場合
経口移行加算	28	排せつが認められる方に食事の観察及び会議を行い、計画の作成や栄養管理を行った場合	自立支援促進加算	(時) 300	自立支援に必要な医学的評価を行い、支援計画を策定、実施した場合
経口維持加算Ⅰ	(時) 400	食事の観察および会議に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれかが関わった場合	科学的介護推進体制加算Ⅰ	(時) 40	自身の状況等の情報を提出し、情報その他サービスを適切かつ有効に提供するための必要な情報を用いた場合
経口維持加算Ⅱ	(時) 100	食事の観察および会議に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士のいずれかが関わった場合	科学的介護推進体制加算Ⅱ	(時) 60	自身の状況、看護歴、服薬情報等の情報を提出し、情報その他サービスを適切かつ有効に提供するための必要な情報を用いた場合
口腔衛生管理加算Ⅰ	(時) 90	歯科医師又は歯科衛生士が介護職員に経口ケアに係る技術的助言及び指導を行った場合	安全対策体制加算	20	指導を受けた担当者が脱落し、安全対策を実施する体制が整備されている場合
口腔衛生管理加算Ⅱ	(時) 110	歯科衛生士による口腔ケアを実施しLIFEに情報提供を行った場合	リハビリマネジメント計画推進加算Ⅰ	(時) 50	口腔衛生管理加算（Ⅱ）、栄養マネジメント強化加算、リハビリマネジメント加算Ⅰの判定要件を満たしている場合
外泊時費用（在宅サービス利用）	362	外泊した場合、基本料金に代えて加算（1ヶ月以内）	リハビリマネジメント計画推進加算Ⅱ	(時) 35	リハビリ計画の情報を提出し、リハの有効な実施のための情報を活用している場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅰ	800	在宅復帰・在宅療養支援機能を強化する体制が構築されている場合加算時限付き	高齢者施設等感染対策上乗加算Ⅰ	(時) 10	施設医療機関と感染症発生時等の対応を取り決め、適切に対応していること、かつ医療機関から定期的に行う研修に参加し助言や指導を受けた場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算Ⅱ	51	在宅復帰・在宅療養支援機能を強化する体制が整備されている場合加算時限付き	高齢者施設等感染対策上乗加算Ⅱ	(時) 5	医療機関から感染者が発生した場合の感染対策等の実施指導を受けている場合
ターミナルケア加算	1,000	死亡日	協力医療機関連携加算	(時) 100	協力医療機関との間で類型等の情報を共有する会議を定期的に開催した場合
	910	死亡日以前2日又は3日	地域連携診療計画情報提供加算	300	地域連携診療計画に係る医療機関から利用者を受け入れた場合
	160	死亡日以前4日以上30日以下	介護職員等処遇改善加算Ⅰ		「基本料金」及び「加算料金」で算定された7.5%
	72	死亡日以前31日以上45日以下	サービス提供体制強化加算Ⅰ	22	介護福祉士の占める割合が80%以上又は勤務10年以上の介護福祉士が35%以上である場合
			夜勤職員配置加算	24	夜勤時間帯に介護・看護職員を5名以上配置している場合

(※1) 介護保険の給付対象単位に10,14円（新潟市の地域区分7級地）を乗じた額の1～3割を負担して頂きます。利用時に『介護保険負担割合証』をご提示下さい。高額介護サービス費は世帯の年収などの状況から市町村が決定します。